

上天草市旅館等施設整備資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の旅館等の施設整備を促進するため、金融機関等から資金を借り入れて旅館等の施設整備を行う者に対し、予算の範囲内において利子補給補助金を交付することにより、もって本市の観光振興に寄与することを目的とし、上天草市補助金等交付規則（平成16年上天草市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館等 旅館業法（昭和23年法律第138号）に定める旅館業のうち、ホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業に該当するもの。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 営業内容が公序良俗に反すると認められるもの
 - イ 時間単位で客室を提供するもの
 - ウ 公的宿泊施設及びこれに類するもの
- (2) 施設整備等 新築、増築、改築又は設備改善をいう。
- (3) 新築 新たに旅館等を建築し、及び既存の旅館等の全部を取り壊し、その場所に旅館等を建築することをいう。
- (4) 増築 既存の旅館等の床面積を増加させて建築すること（同一敷地内において別棟として床面積を増加させて建築する場合を含む。）をいう。
- (5) 改築 既存の旅館等の一部を取り壊し、その場所に床面積を従前のもの以下で建築することをいう。
- (6) 設備改善 既存の旅館等の駐車施設、会議室、宴会場、客室、浴室、洗面所、便所、玄関、帳場、換気設備、採光設備、照明設備、防湿設備、給排水設備、給湯設備、冷暖房設備等を改善（物品の購入を含む。）することをいう。

(利子補給補助金の対象資金)

第3条 利子補給補助金の交付対象とする資金は、施設整備等を行うため、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に金融機関から借り入れた資金で100万円以上とする。ただし、用地の取得に係るものは、対象としない。

2 本要綱に基づく利子補給補助金は、上天草市中小企業、商工業設備投資資金利子補給補助金に関する規則（平成16年上天草市規則第88号）に基づく補助金又は国、県、その他の利子補給補助金と重複できない。

（利子補給補助金の対象借入金融機関等）

第4条 利子補給補助金の対象借入金融機関等は、次に定めるとおりとする。

- （1） 政府金融機関
- （2） 市中金融機関
- （3） 農業協同組合
- （4） 漁業協同組合
- （5） 商工業経営安定事業協同組合
- （6） 中小企業金融公庫
- （7） 日本政策金融公庫
- （8） リース・信販会社

（利子補給補助金の額）

第5条 利子補給補助金の額は、毎年4月1日から3月31日までの間に支払った利子の総額とする。
ただし、年間100万円を上限とし、補給対象期間は、平成28年3月31日までとする。

2 利子補給補助金は、借り入れた資金の元利金を金融機関等の貸付条件に従い返済した場合に、前項の当該返済分について交付するものとする。

（利子補給補助金の交付申請）

第6条 利子補給補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- （1） 利子補給補助金交付申請書（様式第1号）
- （2） 計算基礎書（様式第2号）
- （3） 利子補給補助金事業計画書（様式第3号）。ただし、初年度のみとする。
- （4） 利子補給補助金融資額証明書（様式第4号）。ただし、初年度のみとする。
- （5） 納税証明書（上天草市税に未納がない証明）
- （6） 上下水道使用料収納証明書（上天草市上下水道料に未納がない証明）

（利子補給補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により提出された各書類の審査を行い、その内容が適当と認めるときは、申請者に利子補給補助金交付決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

(内容の変更等)

第8条 市長から交付決定通知を受けた者（以下「利子補給補助金対象者」という。）は、利子補給補助金の交付申請書を提出した後、内容等に変更が生じた場合又は事業を中止する場合には、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 利子補給補助金変更交付申請書（様式第6号）
- (2) 変更計算基礎書（様式第7号）
- (3) 利子補給補助金変更事業計画書（様式第8号）
- (4) 利子補給補助金変更融資額証明書（様式第9号）

2 市長は、前項の規定により提出された各書類の審査を行い、その内容を適当と認めたときは、利子補給補助金対象者に利子補給補助金交付変更等決定通知書（様式第10号）を交付するものとする。

(利子補給補助金の事業完了報告)

第9条 利子補給補助金対象者は、対象事業が完了した時点で利子補給補助金事業完了報告書（様式第11号）を市長に提出するものとする。ただし、初年度のみとする。

(利子補給補助金の支払実績証明)

第10条 利子補給補助金対象者は、第5条第1項の期間内において、申請者が支払うべき額の支払完了後、毎年4月15日までに利子補給補助金支払実績証明願（様式第12号）を市長に提出するものとする。

(利子補給補助金の請求)

第11条 利子補給補助金対象者は、利子補給補助金請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

(利子補給補助金の交付の取消し等)

第12条 市長は、利子補給補助金対象者が次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金交付の全部又は一部を取消し、利子補給補助金交付決定取消通知書（様式第14号）により利子補給補助金対象者に通知するものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) この要綱に基づいて提出した書類に虚偽の事項を記載したとき。
- (3) 工事を中止したとき。
- (4) その他不正な行為があると認められたとき。

2 市長は、利子補給補助金対象者に、利子補給補助金の交付決定の取消しに係る部分について、既に交付された利子補給補助金があるときは、利子補給補助金返還通知書（様式第15号）により通知し、利子補給補助金対象者に対して、当該取消し部分に係る補助金の返還を命ずることができる。

（検査等）

第13条 市長は、必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第3条第1項の規定は、平成26年7月1日以後に借入れがあった利子補給補助金の交付対象となる資金について適用し、同日前に借入れがあった利子補給補助金の交付対象となる資金は、なお従前の例による。